

市第7号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

平成27年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24  
年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第37条第1号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方  
厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める。

第52条第2項第1号、第58条第1号及び第104条第3号中「地方  
厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 6 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第44条第2項に規定す  
る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務す  
る保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすこ  
とができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第58条第1号の規定の適用については、この条例による改正前の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第58条第1号の地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定は、新条例第58条第1号の都道府県知事の指定とみなす。

### 提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い関係規定の整備を図る等のため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

**参 考**

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案  
下段 現 行)

(母子支援員の資格)

第37条 母子支援員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事  
地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」  
という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その  
他の養成施設を卒業した者

(第2号から第5号まで省略)

(職員)

第52条 (第1項省略)

2 前項の者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事  
地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学  
校その他の養成施設を卒業した者

(第2号から第6号まで省略)

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事  
地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学  
校その他の養成施設を卒業した者

(第2号から第10号まで省略)

(児童自立支援専門員の資格)

第104条 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者でな

ければならない。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 都道府県知事  
地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学  
校その他の養成施設を卒業した者

(第4号から第8号まで省略)

附 則

(第1項から第5項まで省略)

- 6 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第44条第2項に規定す  
る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務す  
る保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすこ  
とができる。